

# 地域公共交通協議会の 位置づけについて

令和5年度第1回日高市地域公共交通協議会  
2024年1月24日 @高萩公民館



# 1. 地域公共交通計画について

- 日高市においては、これまで民間交通事業者の経営努力と、地域のボランティアの皆様による社会貢献活動により地域の足が確保されてきましたが、今後も地域の足を確保していくためには、**行政の適切な関与のもと、地域公共交通の指針を示し、様々な施策を展開していく必要があります。**
- そのための「きっかけ」として、このたび日高市では**「地域公共交通計画」を作成することになりました。**

## 日高市における地域公共交通の課題の例

01



### 公共交通事業に対する政策的優先度の高さ

他の政策分野と比較して、**公共交通の充実化に対する市民の皆様からの意見・要望は特に多い状況**にあります

02



### 市内で開催中のまちづくり事業との連携

高麗川駅東口周辺の整備や武蔵高萩駅周辺の土地区画整理事業などの**まちづくり事業と連携した地域の足の確保**が必要とされています

03



### 地域ぐるみで地域の足を支える必要性の高まり

人口減少社会の中、地域の移動を交通事業者（バス・タクシー会社）だけで支えるには限界があり、**行政・交通事業者・地域の連携の中で確保を考えていく必要があります**

# 1. 地域公共交通計画について

- 地域公共交通計画とは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）」に基づき、**地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープラン**の事です。
- 国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、日高市地域公共交通協議会で議論を重ねて作成します。

交通分野に閉じることなく  
様々な分野と連携

## 計画のポイント

- ◆まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
    - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
    - ・観光客の移動手段の確保等、観光振興施策との連携
  - ◆地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保
    - ・公共交通をネットワークとして捉え、幹線・支線の役割分担の明確化
    - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による利用者の利便性向上
  - ◆地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ
    - ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を最大限活用
    - ・MaaSの導入等、新たな技術を活用した利用者の利便性向上
  - ◆住民の協力を含む関係者の連携
    - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の知己の関係者と協議
- ⇒地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ



- ◆利用者数、収支、行政負担額などの**定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

## 地域旅客運送サービス

### 公共交通機関



鉄軌道



路線バス



旅客船



コミュニティバス



デマンド交通



乗用タクシー



自家用有償旅客運送



福祉輸送、スクールバス、  
病院・商業施設等の送迎サービスなど

地域主体で検討し  
地域の輸送資源を総動員

# 1. 地域公共交通計画について

- 地域公共交通計画は、法令により記載しなければならない事項、記載するよう努める事項が定められています。
- 基本的には、「人の移動」を中心に捉え、関係者との連携の中で適切に交通手段を維持・確保していくための方針を話し合い、計画に落とし込んでいくことになります。

## 記載しなければならない事項

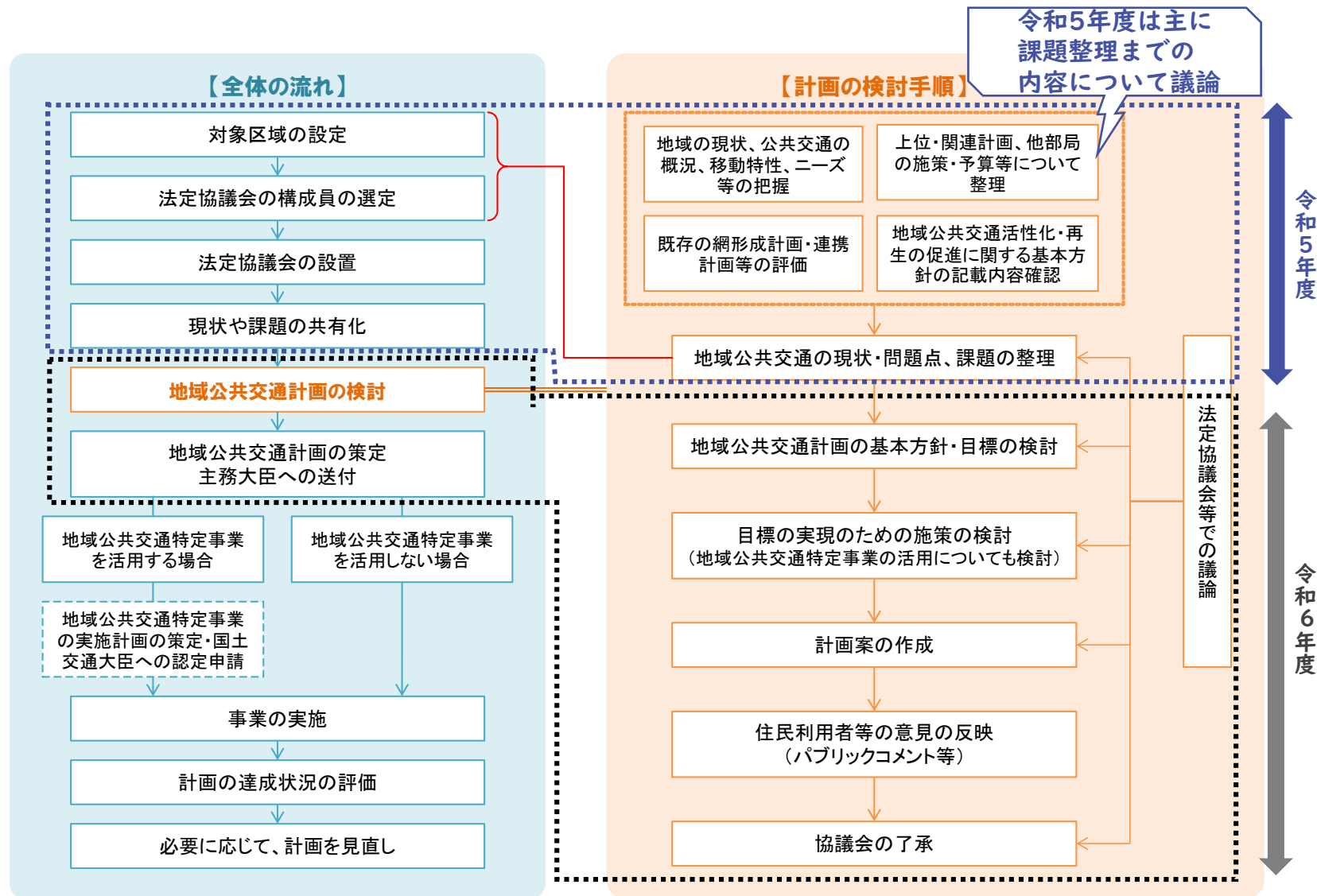
- ① 基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業、その実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関して、地方公共団体が必要と認める事項

## 記載するよう努める事項

- ⑧ 目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ⑨ 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ⑩ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ⑪ 地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
- ⑫ これらのほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

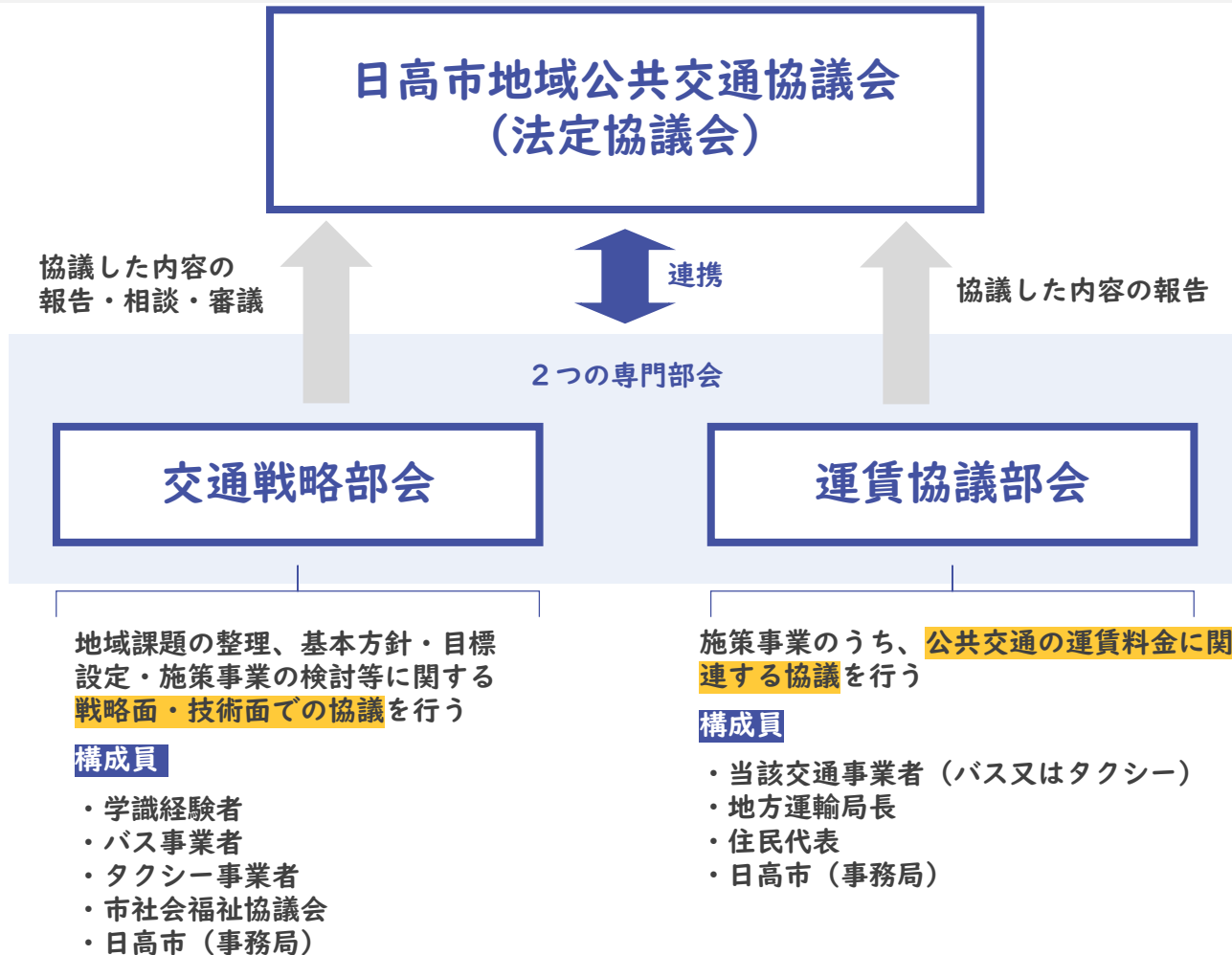
# 1. 地域公共交通計画について

- 地域公共交通計画は以下の流れに沿って作成します。
- 令和5年度は主に課題整理までの内容について集中的に議論し、令和6年度中に計画策定を行います。



## 2. 地域公共交通協議会について

- 計画の内容については、**日高市地域公共交通協議会（法定協議会）**で協議します。
- 法定協議会に加え、地域の実情を踏まえ計画の具体的な方向性や施策事業の内容等について協議する**「交通戦略部会」**と、地域公共交通の運賃料金に関する協議を行う**「運賃協議部会」**を設け、多様な視点からの意見を取り入れます。
- 協議内容に応じて、協議会・専門部会のメンバーの追加召集や個別相談等を行います。





## 2. 地域公共交通協議会について

番号	委員氏名	委員（市条例による選出区分）	選出先（機関）	交通戦略部会	運賃協議部会
1	金子 昭	1号 市を代表する者	日高市副市長		
2	鈴木 健史	2号 関係する公共交通事業者等	国際興業（株） 運輸事業部担当部長	●	●
3	山岸 実	2号 関係する公共交通事業者等	イーグルバス（株） 社長室長	●	●
4	小谷野 五廣	2号 関係する公共交通事業者等	日高ハイヤー（株） 専務取締役	●	●
5	山下 茂	2号 関係する公共交通事業者等	高麗川交通（有） 代表取締役社長	●	●
6	中山 俊夫	3号 関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局（埼玉運輸支局） 首席運輸企画専門官		●
7	村上 晶彦	3号 関係行政機関の職員	埼玉県交通政策課 主幹		
8	原島 聡志	3号 関係行政機関の職員	飯能県土整備事務所 道路環境部長		
9	藤吉 正仁	3号 関係行政機関の職員	埼玉県警察飯能警察署 交通課交通規制係長		
10	嶋田 一幸	3号 関係行政機関の職員	飯能市 市民生活部参事兼交通政策課長		
11	杉山 一博	3号 関係行政機関の職員	日高市都市整備部長		
12	関根 肇	4号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者	埼玉県バス協会 専務理事		
13	藤田 貢	4号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者	埼玉県乗用自動車協会 事務局長		
14	美濃浦 優孝	4号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者	国際興業労働組合 副中央執行委員長		
15	江頭 嘉則	5号 市内の区又は自治会を代表する者	高麗地区区長会		●
16	守谷 幸彦	5号 市内の区又は自治会を代表する者	高麗川地区区長会		●
17	長岡 清	5号 市内の区又は自治会を代表する者	高萩地区区長会		●
18	田中 和香子	6号 市民	公募委員		
19	松尾 知実	6号 市民	公募委員		
20	久保田 尚	7号 学識経験を有する者	埼玉大学大学院 教授	●	
21	小嶋 文	7号 学識経験を有する者	埼玉大学大学院 准教授	●	
22	後藤 智香子	7号 学識経験を有する者	東京都市大学 准教授		
23	鹿山 朝香	8号 市長が必要と認める者	社会福祉協議会	●	
24	松川 晃代	8号 市長が必要と認める者	日高市商工会 理事		
25	坂巻 景子	8号 市長が必要と認める者	市PTA連合会 武蔵台小中学校PTA会長		
26	古本 良子	8号 市長が必要と認める者	特定非営利法人友結会 代表		
27	野々宮 加代子	8号 市長が必要と認める者	学校法人明学園 理事長		
28	木村 恵里子	8号 市長が必要と認める者	飯能地区医師会 事務長		

運賃協議部会について、

- ・交通事業者（バス・タクシー）については、該当する1社のみが出席の対象となる（毎回、全ての事業者が出席するものではない）
- ・住民代表については、各区域（高麗・高麗川・高萩）の路線を対象に、各区長会の代表者（3名のうち1名）が出席する